|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判断基準対象外種目 | 基本調査の結果（調査日：　　 　　　年　 　月　　 日） | 基本調査の結果によることができない場合 | 医師の医学的所見から |
| ア 車いす（付属品） | 日常的に歩行が困難な者｢１－７ 歩 行｣□つかまらないでできる□何かにつかまればできる□できない | □日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者※ ｢判断上の留意点｣要提出 | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ ｢例外給付届出書｣要提出 |
| イ 特殊寝台（付属品） | 次の各号のいずれかに該当する者(1)日常的に寝返りが困難な者｢１－３ 寝返り｣□つかまらないでできる□何かにつかまればできる□できない(2)日常的に起き上がりが困難な者｢１－４ 起き上がり｣□つかまらないでできる□何かにつかまればできる□できない |  | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ ｢例外給付届出書｣要提出 |
| ウ 床ずれ防止用具体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者｢１－３ 寝返り｣□つかまらないでできる□何かにつかまればできる□できない |  | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ 「例外給付届出書」要提出 |
| エ 認知症老人徘徊感知機器 | 次の各号のいずれにも該当する者(1)移動において全介助を必要としない｢２－２ 移動｣□全介助以外□全介助(2)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者ア｢３－１ 意思の伝達｣□意思を他者に伝達できる□できる以外イ｢３－２ 毎日の日課を理解｣から｢３－７ 場所の理解｣までのいずれか（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）□できる□できないウ｢３－８ 徘徊｣から｢４－１５　話がまとまらない｣までのいずれか（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ない□ない以外 |  | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ 「例外給付届出書」要提出 |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） | 次の各号のいずれかに該当する者(1)日常的に立ち上がりが困難な者｢１－８ 立ち上がり｣□つかまらないでできる□何かにつかまればできる□できない(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者｢２－１ 移乗｣□介助されていない□見守り等□一部介助□全介助 | □生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ 「例外給付届出書」要提出 |

**算定可否の判断基準チェック表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判断基準対象外種目 | 基本調査の結果（調査日： 　　　　年　　 月 　　日） | 基本調査の結果によることができない場合 | 医師の医学的所見から |
| カ　自動排泄処理装置 | 次の各号のいずれにも該当する者（１）排便が全介助を必要とする者｢２－６ 排便｣□介助されていない□見守り等□一部介助□全介助（２）移乗が全介助を必要とする者「２－１　移乗」□介助されていない□見守り等□一部介助□全介助 |  | □ⅰ 状態の変化□ⅱ 急性増悪□ⅲ 医師禁忌※ 「例外給付届出書」要提出　 |